

平成 28 年度 災害復旧資金融資の案内

(平成 25 年台風 26 号に伴う被害)

1 目的

平成 25 年台風 26 号の被害に伴い、平成 25 年 10 月 16 日に災害救助法が適用され、平成 25 年 11 月 8 日に局地激甚災害に指定された大島町の中小企業者等に対して、事業の復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、事業の再建及び経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の(1)から(6)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 大島町内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていること。
- (4) 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (6) 平成 25 年台風 26 号により直接の被害を受け、大島町長が発行する「り災証明書」の交付を受けたこと。

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	1 企業(組合)一災害につき 2 億 8,000 万円
融資期間	運転資金 10 年以内(据置期間 1 年以内を含む。) 設備資金 15 年以内(据置期間 1 年以内を含む。)
融資利率(年)	責任共有利率 固定金利 1.7% 全部保証利率 固定金利 1.5% ※ 融資金額 1 億円を限度として融資利率相当分の利子全額を補給する。 ※ 融資金額 1 億円を超え責任共有利率が適用される借受者に対しては、別途、0.2%相当分の利子を補給することにより、実質的な利率を 1.5%とする。(利子補給には別途申請が必要)
返済方法	分割返済(元金据置期間は 1 年以内)とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。

物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が 8,000 万円以下の場合は原則として無担保とする。
------	---

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。

(2) 融資申込受付機関

- ア 取扱指定金融機関
- イ 大島町商工会
- ウ 東京都大島支庁産業課
- エ 東京信用保証協会
- オ 東京都産業労働局金融部金融課

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 (※)	各 1 部
信用保証委託契約書 (※)	
個人情報取扱いに関する同意書 (※)	2 部
印鑑証明書 (申込人及び連帯保証人のもの)	各 1 部
商業登記簿謄本 (法人の場合)	
確定申告書 (決算書) の写し (原則直近 2 期分)	2 部
納税証明書 (法人税<その 1> (個人事業者の場合は所得税) 又は事業税)	各 1 部
大島町長が発行する「り災証明書」	

※ 保証協会及びあつ旋機関から申し込む場合は、融資あつ旋用を使用のこと。

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務（東京都制度融資の融資残額）について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱いますので、借受先金融機関の窓口で御相談ください。

6 利子補給制度

融資金額 1 億円を限度として融資利率相当分の利子全額を補給します。

また、融資金額 1 億円を超え責任共有利率が適用される借受者に対しては、別途、0.2%相当分の利子を補給します。

なお、利子補給には別途申請が必要となります。

7 その他

融資のご利用については、4 (2) の各機関に御相談ください。

(問合せ先)

東京都大島支庁産業課 04992 (2) 4431
東京都産業労働局金融部金融課 03 (5320) 4877